

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

公的年金と税金

Q : 私は今度、厚生年金を受給することになりました。聞くとところによると、年金も給料と同じように所得税が源泉徴収されるようですが、本当でしょうか。

A : 厚生年金の受給額が一定額以上であれば源泉徴収の対象となります。

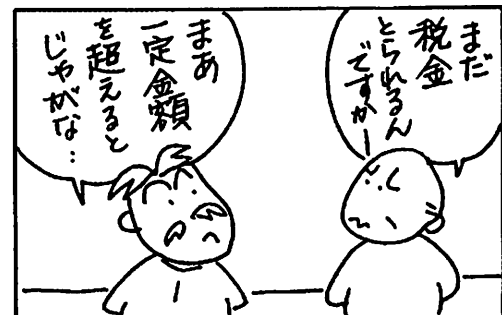
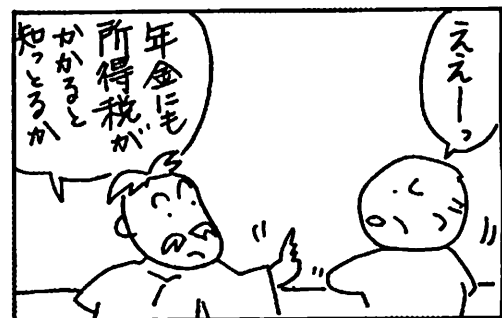
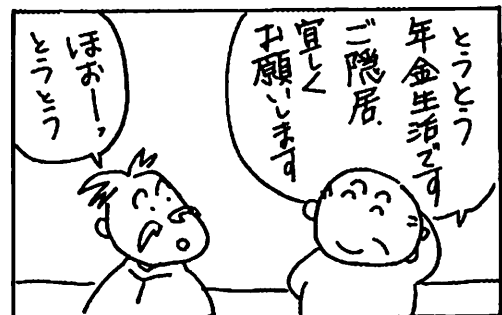
【解説】

年金生活を始めるときに気になるのは、税金のことだと思います。厚生年金や国民年金といった公的年金等については、雑所得として課税されます。その年中の公的年金等の収入金額から公的年金等控除額を控除した残額が公的年金等に係る雑所得の金額とされます。

公的年金等の源泉徴収については、年間に受け取る年金額が178万円（65歳未満は108万円）以上であれば、各支払期に支払われる年金額から源泉徴収されることとなります。

また、公的年金等の受給者に係る生命保険料控除や損害保険料控除などは、源泉徴収の段階では織り込まれず、年末調整も行われませんから、源泉徴収された税額と正規の年税額との差額は、所得税の確定申告により精算することになります。

なお、毎年11月に社会保険庁から送られてくる「公的年金等の受給者の扶養控除等申告書」を提出しておけば、源泉徴収時に公的年金等控除、配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除、老年者控除、障害者控除が受けられますので、一定金額に満たなければ、源泉徴収は行われないこととなります。



KIMIYO・I